

白子町お試し居住体験事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白子町（以下「本町」という。）への移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）が、本町の風土及び本町での日常生活を体験するために居住する住宅（付属する設備等を含む）（以下「お試し住宅」という。）の整備及びその使用に関し必要な事項を定めることにより、本町への移住を推進し、もって本町の活性化を図ることを目的とする。

(お試し住宅)

第2条 お試し住宅は、移住検討者に対して一時的に使用させるものとする。

2 お試し住宅の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

3 お試し住宅は本町が所有若しくは借り上げる物件で、別表第2に例示する設備を備えるものとする。

(対象者)

第3条 お試し住宅を利用できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

一 現に本町及び長生郡市6市町村（茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町及び長南町）以外に住所を有している移住検討者であること。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と密接な関係を有する者でないこと。

2 移住検討者と同居し、又は同居しようとする者がいるときは、その同居予定者も前項各号に該当する者でなければならない。

(使用の申し込み)

第4条 お試し住宅を使用しようとする移住検討者は、使用する日の10日前までに町長に対し、白子町お試し住宅使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(使用の承諾)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、当該申請書を提出した移住検討者に対し、白子町お試し住宅使用承諾（不承諾）書（様式第2号。以下「承諾書」という。）を交付するものとする。

(使用期間)

第6条 お試し住宅を使用することができる期間（以下「使用期間」という。）は、3日以上10日以内とし、承諾書に記載の使用承諾期間とする。なお、原則として使用期間は延長しない。

2 前項に規定する使用期間は、年度を超えることはできないものとする。

3 使用期間の開始並びに満了日は、次の各号に定める日を除いた日とする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 12月29日から翌年の1月3日までの日

（使用料等）

第7条 お試し住宅の使用料は、無料とする。ただし、お試し住宅の使用に伴う光熱水費、下水道使用料、受信料（日本放送協会に対して支払う受信料をいう。）相当額として1日1,000円、飲食費、消耗品費、寝具及びその他お試し住宅に備付けの器具以外の器具に要する費用は、使用者の負担とする。

（活動報告）

第8条 使用者は、使用期間中に本町の魅力発信や課題発見等の活動を必ず行い、居住中の活動内容等を白子町お試し居住体験事業活動報告書（様式第3号。以下「活動報告書」という。）に記入し、お試し住宅退去時に町長へ提出しなければならない。

（遵守事項）

第9条 使用者は、お試し住宅及びその敷地の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 第2条第1項に規定する目的以外の目的に使用しないこと。

二 暴力団若しくは暴力団員に使用させないこと。

三 第三者に対し、お試し住宅若しくはその敷地を転貸し、若しくは使用させないこと。

四 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。

五 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。

六 清掃及び除草を適宜行うこと。

七 ごみを適切に処理すること。

八 お試し住宅に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ町長の承諾を得ること。

九 お試し住宅の増改築若しくは模様替えをしないこと。

十 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

（行為の禁止）

第10条 使用者は、お試し住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 寄付の募集その他これに類する行為
- 二 事業又は営業
- 三 興行、展示会その他これらに類する催し
- 四 政治活動又は宗教活動
- 五 動物の飼育
- 六 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- 七 建物の建築又は工作物の設置
- 八 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくない行為
(使用承諾の解除)

第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、お試し住宅の使用承諾を解除することができる。

- 一 この要綱の規定に違反したとき
- 二 使用の申し込みに偽りのあったとき
- 三 前各号に掲げる場合のほか、町長がお試し住宅の使用に関して適当でないとき

(明け渡し)

第12条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は使用承諾が解除されたときは、直ちにお試し住宅及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該お試し住宅及びその敷地を原状回復しなければならない。

- 2 使用者は、前項の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、町長の指示に従わなければならない。
- 3 町長は、使用者が第1項の規定に基づく原状回復を行わないときは、使用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、使用者は何らの異義を申し立てることはできない。

(立ち入り)

第13条 町長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をして当該お試し住宅及びその敷地に立ち入らせることができるものとする。

- 2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立ち入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、お試し住宅を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したと

きは、直ちにその旨を町長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第15条 お試し住宅及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅及びその敷地内で発生した事故に対しては、本町はその賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、お試し住宅の使用に関し必要な事項は別に定める。

2 町長は、お試し住宅の管理運営を第三者に委託することができる。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条第2項関係)

お試し住宅の名称	位置
古所お試し住宅	白子町古所字北芝5007番地9

別表第2 (第2条第3項関係)

設備	・冷蔵庫 ・湯沸かしポット ・テーブル ・カーテン ・掃除機	・電子レンジ ・火災報知器 ・液晶テレビ ・洗濯機 ・カーペット	・炊飯器 ・ガスコンロ ・電気ストーブ ・物干し台 ・エアコン
食器類等	・やかん ・ボール ・包丁 ・食器かご	・フライパン ・ザル ・おたま ・三角コーナー	・鍋 ・まな板 ・しゃもじ ・台所用ワゴン
その他 生活用品	・座布団 ・ほうき	・ゴミ箱 ・ちりとり	・ハンガーラック ・バケツ

白子町お試し住宅使用申請書

白子町長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

白子町お試し住宅を使用したいので、白子町お試し居住体験事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

記

使 用 者	氏名(ふりがな)	年 齢	職 業	申請者との続柄
現 住 所	〒			
代 表 者 連 絡 先	(自宅)			
	(携帯)			
メー ル ア ド レ ス				
緊 急 時 連 絡 先	(氏名)			(続柄)
	(電話番号)			
使 用 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
自 動 車 の 有 無	有 ・ 無			
そ の 他 特 記 事 項				

※添付資料

- ・ お試し住宅使用者全員の所在がわかる現住所地の住民票謄本（お試し住宅使用者が一人の場合には住民票の抄本）（続柄・本籍の省略可）
- ・ お試し住宅使用者全員の納税証明書（完納証明書）
- ・ 白子町お試し住宅ご利用事前アンケート

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

白子町長

白子町お試し住宅使用承諾（不承諾）書

年 月 日付けで申請のあった白子町お試し住宅の使用について、白子町
お試し居住体験事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり承諾（不
承諾）します。

記

- 1 使用者代表 氏名
住所
- 2 使用承諾施設 名称
所在地
- 3 使用承諾期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 条件等 白子町お試し居住体験事業実施要綱を遵守すること。

年 月 日

白子町お試し居住体験事業活動報告書

白子町長 様

申請者 住所
氏名

㊟

白子町お試し住宅を使用したので、白子町お試し居住体験事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

記

日付	活動内容	活動を終えてみての感想
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

※記入欄が不足する場合は用紙をコピーするなどしてください。

・「白子町お試し住宅ご利用 事後アンケート」を併せて提出してください。